

令和6年度 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会

日時：令和6年5月8日（水）10時30分～11時00分
オンライン開催（Zoom）

議 題

- 1 委員長及び職務代理者の選出について
- 2 各分科会委員の指名について
- 3 各分科会の令和5年度実施報告及び令和6年度実施概要について
- 4 その他

<配付資料>

- 資料1：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 委員名簿
- 資料2：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 事務局職員名簿
- 資料3：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の概要について
- 資料4：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会分科会委員名簿
- 資料5：令和5年度実施報告及び令和6年度実施概要について
- 別紙1：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱
- 別紙2：横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 各分科会の運営要綱

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 委員名簿

令和6年4月現在

	氏名	現職名	備考
1	飯塚 美穂子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	
2	片川 智子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	
3	佐藤 康富	東京家政大学短期大学部保育科教授	
4	清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会会長	
5	西 智子	聖徳大学大学院兼任講師 (元日本女子大学家政学部児童学科特任教授)	
6	日高 伸一	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会理事	
7	廣井 雄一	國學院大學人間開発学部子ども支援学科准教授	
8	松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表理事	
9	吉田 眞理	小田原短期大学 名誉学長・名誉教授	

(敬称略・五十音順)

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 事務局職員名簿

令和6年4月

	補職名	氏名
1	こども青少年局保育・教育部長	片山 久也
2	こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課長	大槻 彰良
3	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課長	岡本 今日子
4	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
5	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課長	五十川 聡
6	こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課事業調整係長	五十棲 友美
7	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当係長	大東 龍弥
8	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課担当係長	武田 正彦
9	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課担当係長	東 明德
10	こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課事業調整係	中本 絢子

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の概要について

1 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会について

「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」は、「附属機関設置条例」（平成23年12月横浜市条例第49号）に基づき、本市における子育て支援事業の運営事業者の選定についての審議に関することを担任する委員会です。

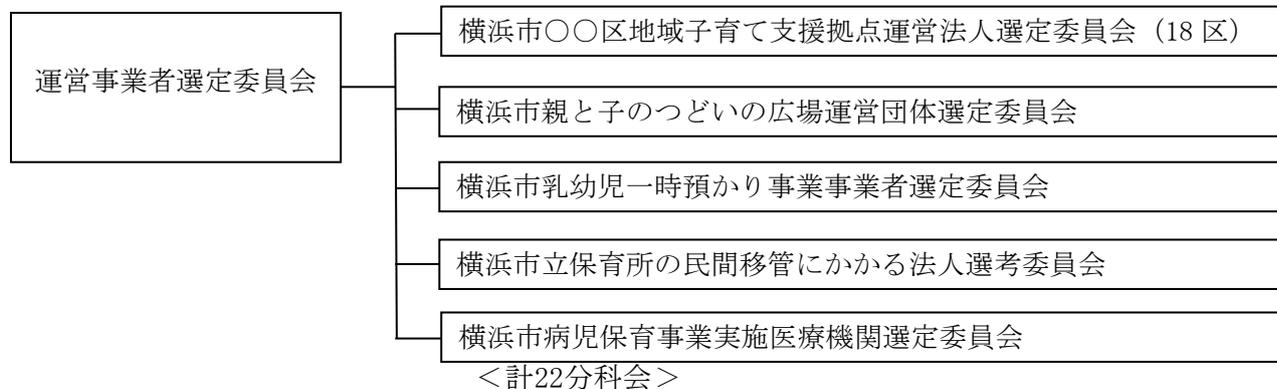
2 横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」）の概要

(1) 担当事務

- ア 横浜市各区における地域子育て支援拠点運営法人の選定についての審議に関すること。
- イ 横浜市親と子のつどいの広場運営団体の選定についての審議に関すること。
- ウ 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者の選定についての審議に関すること。
- エ 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考についての審議に関すること。
- オ 横浜市病児保育事業実施医療機関の選定についての審議に関すること。
- カ その他市長が必要と認める横浜市の子育て支援事業にかかる運営事業者の選定についての審議に関すること。

(2) 組織

【下部組織（分科会）】



(3) 委員

委員は、本市非常勤特別職職員として市長から任命（委嘱）されます。

ア 定数

10人以内

イ 構成

- (ア) 学識経験者
- (イ) 子育て支援関係者
- (ウ) 保育関係者
- (エ) 幼児教育関係者
- (オ) その他市長が必要と認める者

ウ 任期

2年（今期：令和6年4月1日～令和8年3月31日）

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

エ 委員長

委員の互選により委員長1人を選出します。

(4) 会議

ア 開催頻度

年1回程度（4月頃）

イ 開催内容

分科会の報告、開催予定の確認等

ウ 会議の公開

会議については、一般に公開するものとしますが、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 運営事業者選定委員会と分科会の関係

- (1) 上記2(2)の22の委員会については、運営事業者選定委員会運営要綱において、分科会として規定されています（運営事業者選定委員会と同様、附属機関に位置付けられます）。
- (2) 分科会は、運営事業者選定委員会の委員長が指名する委員若干人及び市長が任命する者により構成します（分科会の委員も、本市非常勤特別職職員として市長から任命されます）。
- (3) 分科会には、分科会の委員の互選により分科会長を1人置きます。
- (4) 分科会における議決をもって、運営事業者選定委員会の議決とします（ただし、各分科会の議決内容については、次年度の運営事業者選定委員会において報告します）。
- (5) その他、分科会の組織や運営に関する事項は、別に定めます（各分科会の運営要綱）。

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会 分科会委員名簿

資料4

分科会名	氏名	現職名	6年度分科会 開催(予定) 回数	(参考) 5年度分科会 開催数
横浜市各区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会	飯塚 美穂子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	6回 (3区×2回)	2回 (1区×2回)
	西 智子	聖徳大学大学院兼任講師 (元日本女子大学家政学部児童学科特任教授)		
	廣井 雄一	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授		
	吉田 眞理	小田原短期大学 名誉学長・名誉教授		
横浜市親と子のつどいの広場 運営団体選定委員会	飯塚 美穂子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	1回	1回
	松田 妙子	特定非営利活動法人せたがや子育てネット 代表理事		
横浜市乳幼児一時預かり事業 事業者選定委員会	片川 智子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	1回	1回
	清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会会長		
	日高 伸一	一般社団法人横浜市私立保育園こども園 園長会理事		
横浜市立保育所の民間移管に かかる法人選考委員会	佐藤 康富	東京家政大学短期大学部保育科教授	開催予定なし	0回
横浜市病児保育事業実施医療 機関選定委員会	片川 智子	鶴見大学短期大学部保育科准教授	1回	1回
	吉田 眞理	小田原短期大学 名誉学長・名誉教授		

(分科会別 敬称略・五十音順)

1 横浜市各区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会報告

(1) 委員会概要

ア 担当事務

各区地域子育て支援拠点事業の運営法人に応募をした団体について、選定基準に基づき審議し、当該区の区長に意見等を述べます。

また、審議にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、応募団体の提案内容に対し審査、評価します。

イ 委員

定数	5人以上10人以内
任期	2年間（ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする）
構成	子育て支援に理解のある、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域関係者 ・ 有識者 ・ その他区長が必要と認める者

(2) 委員会の実施経過

令和5年度は、1区（旭区）で次期運営法人を募集、標記委員会において応募法人の提案内容を審査、評価を行いました。

区名	委員会開催日時、会場	委員数	選考数/ 応募法人数	主な審議内容
旭区	<p>【第1回選定委員会】 11月24日（金） 旭公会堂2号会議室</p> <p>【第2回選定委員会】 12月8日（金） 旭公会堂1号会議室</p>	9名	1 / 1	<p>【第1回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業の概要 ・ 選定方法について <p>【第2回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募法人のプレゼンテーション及び質疑応答 ・ 応募法人の審査及び評価

(3) 運営法人の決定

区委員会での審査及び評価の後、各区業者選定委員会での選定を経て、以下の法人を次期運営法人に決定しました。

区名	法人名	拠点所在地
旭区	特定非営利活動法人子そだちしえん・あさひ	<p>【主たる施設】 横浜市旭区二俣川1丁目67-4</p> <p>【サテライト施設】 横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目7-10ライオンズプラザ鶴ヶ峰3階</p>

(4) 6年度実施概要

6年度に拠点運営15か年又は20か年が経過する3区（磯子区、港北区、栄区）において各2回委員会を開催し、応募法人による提案内容の審査及び評価を行います。

2 横浜市親と子のつどいの広場運営団体選定委員会

(1) 委員会概要

ア 担当事務

- (ア) 親と子のつどいの広場の運営団体に応募をした団体について、運営団体選定基準に基づき審議し、こども青少年局長に意見等を述べます。
- (イ) 審議にあたっては、応募団体の提出書類を審査、評価するとともに、応募団体に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価します。

イ 委員

定数	概ね5人程度
任期	2年間(ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする)
構成	子育て支援に理解のある、 <ul style="list-style-type: none">・ 学識経験者・ 子育て支援関係者・ 市民活動支援関係者・ その他局長が必要と認める者

(2) 委員会の実施経過

5年度は、新規運営団体を選定するために、標記委員会において応募団体の申請内容を審査、評価しました。

委員会開催日時、会場	委員数	選考数/ 応募団体数	主な審議内容
【選定委員会】 令和5年9月6日(水) 13:40~18:00 横浜市役所 18階さくら14会議室	5名	4/7	・ 応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答 ・ 応募団体の審査及び評価

(3) 運営団体の決定

委員会での審査及び評価結果に基づき、以下の団体を新規運営団体として決定しました。

団体名	広場実施予定地
特定非営利活動法人はなはなひろば	鶴見区岸谷3-16-4-6
特定非営利活動法人びーのびーの	港北区箕輪町2-7-60-1B
てとてとあおば	青葉区藤が丘1-24-7 ファミリーコーポマルイ208
特定非営利活動法人 こども応援ネットワーク	都筑区牛久保2-28-2

(4) 6年度実施概要

1回(8月頃)委員会を開催し、応募団体の審査及び評価を行います。

3 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会

(1) 委員会概要

ア 担任事務

- (ア) 選定委員会の会議は、横浜市乳幼児一時預かり事業の補助事業者に応募した者について、補助事業者選定基準に基づき審議し、こども青少年局長に意見等を述べます。
- (イ) 前項の審議にあたっては、応募者の提出書類を審査、評価するとともに、応募者に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価します。

イ 委員

定数	概ね5人程度
任期	2年間（ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする）
構成	<ul style="list-style-type: none">・ 運営事業者選定委員会の委員・ 保育関係者・ 子育て支援関係者・ その他局長が必要と認める者

(2) 委員会の実施経過

5年度は、新規事業者を選定するために、10月に事業者選定委員会を開催し、応募事業者の審査及び評価を行いました。

委員会開催日時、会場	委員数	選考数／ 応募法人数	主な審議内容
令和5年10月11日(水)13:00～16:00 市庁舎18階 みなと4会議室	4名	3 / 3	<ul style="list-style-type: none">・ 応募事業者のプレゼンテーション及び質疑応答・ 応募事業者の審査及び評価

(3) 運営団体の決定

委員会での審査及び評価結果に基づき、以下の2事業者を新規事業者として決定しました。

事業者名	施設名	事業実施場所
株式会社ままでのて	子どもの家ままでのて	緑区中山 1-23-11
特定非営利活動法人コドモノトナリ	どろんここぶた	都筑区池辺町 4328-2 階

(50音順：施設名)

(4) 令和6年度実施概要

選定委員会（10月頃）を開催し、応募事業者の審査及び評価を行います。

4 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会報告

(1) 委員会概要

ア 担当事務

- (ア) 横浜市立保育所の民間移管における移管先法人の選考方法及び選考基準を定めます。
- (イ) (ア)で定めた選考方法・選考基準に基づき、移管先法人を選考し、こども青少年局長に結果を報告します。

イ 委員

定 数	8人以内
任 期	2年間（ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
構 成	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉及び社会福祉の分野において専門の知識または経験を有する者・ 保育所利用経験者・ 市民・ 福祉関係者・ ボランティア関係者・ 会計専門家

(2) 今後の法人選考委員会について

移管等対象園の2園については、令和8年度までは市立保育所として運営するため、令和5年度及び令和6年度については、当委員会の開催はありません。

5 横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会報告

(1) 委員会概要

ア 担任事務

- (ア) 横浜市病児保育事業の新規実施施設について、応募をした医療機関及び実施計画等について審議し、こども青少年局長に意見等をのべます。
- (イ) 審議にあたっては、応募団体の提出書類を審査、評価します。

2 委員

定数	6人以内
任期	2年間（ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする）
構成	<ul style="list-style-type: none">・ 学識経験者・ 保育事業関係者・ 医療関係者・ その他こども青少年局長が必要と認める者

(2) 令和5年度委員会報告

ア 委員会の実施経過

令和5年度は、新規事業者を選定するために、10月に事業者選定委員会を1回開催し、応募事業者の審査及び評価を行いました。

委員会開催日時、会場	出席委員数	選考数／応募法人数	主な審議内容
令和5年10月24日(火)18:30~20:00 横浜市庁舎18階 みなと4会議室	5名	1 / 1	<ul style="list-style-type: none">・ 応募事業者の質疑回答・ 応募事業者の審査及び評価

イ 実施医療機関の決定

委員会での審査及び評価結果に基づき、以下の1医療機関を新規事業者として決定しました。

区	医療機関名	住所	開所時期
南区	みやじ小児科クリニック	南区六ツ川3-86-5	令和7年3月

(3) 令和6年度実施概要

令和6年度下半期に開催する予定です。医療機関の応募書類について審査及び評価します。

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱

制 定 平成24年2月2日こ子第1342号（局長決裁）

最近改定 令和4年4月1日こ保支第38号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第4条の規定に基づき、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点運営法人の選定についての審議に関すること。
- (2) 削除
- (3) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体の選定についての審議に関すること。
- (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者の選定についての審議に関すること。
- (5) 削除
- (6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考についての審議に関すること。
- (7) 横浜市病児保育事業実施医療機関の選定についての審議に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める横浜市の子育て支援事業にかかる運営事業者の選定についての審議に関すること。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子育て支援関係者
 - (3) 保育関係者
 - (4) 幼児教育関係者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、第1項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 委員会に、分科会として次に掲げる委員会を置く。

- (1) 横浜市鶴見区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (2) 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (3) 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (4) 横浜市中区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (5) 横浜市南区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (6) 横浜市港南区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (7) 横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (8) 横浜市旭区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (9) 横浜市磯子区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (10) 横浜市金沢区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会

- (11) 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (12) 横浜市緑区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (13) 横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (14) 横浜市都筑区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (15) 横浜市戸塚区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (16) 横浜市栄区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (17) 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (18) 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (19) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体選定委員会
 - (20) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会
 - (21) 削除
 - (22) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会
 - (23) 横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会
- 2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び市長が任命する者をもって組織する。
 - 3 分科会に分科会長 1 人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
 - 4 前 2 項のほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
 - 5 委員会は、次に掲げる事項について、分科会の議決をもって委員会の議決とする。
 - (1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点の運営法人に応募をした法人について、選定基準に基づき審議し、各区長に述べる意見等に関する事。
 - (2) 削除
 - (3) 横浜市親と子のつどいの広場の運営団体に応募をした法人又は団体について、選定基準に基づき審議し、こども青少年局長（以下「局長」という。）に述べる意見等に関する事。
 - (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業の事業者に応募をした者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。
 - (5) 削除
 - (6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考基準に関する事及び移管先法人を選考し、局長に報告する結果に関する事。
 - (7) 横浜市病児保育事業の実施医療機関に応募した者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。

(会議の公開)

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、委員会又は分科会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市〇〇区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱（ひな形）

制定 平成〇年〇月〇日 〇〇第〇〇号（〇〇区長決裁）
最近改正 平成〇年〇月〇日 〇〇第〇〇号（〇〇区長決裁）

※ 下線部分は横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準が平成28年3月30日に大きく改正されたことに伴い、従来のモデルから変更している箇所です。

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

2 横浜市〇〇区地域子育て支援拠点事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、当該要綱、募集要項、実施要綱等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・仕様等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

（運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

(運営法人の応募資格)

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市の一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(運営法人選定委員会)

第10条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第○号に規定する横浜市○○区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば

私立常設園選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、横浜市〇〇区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱に定める。

3 選定委員会におけるプロポーザルの評価結果については、〇〇区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第11条 業者選定委員会は、評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 選定委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

（運営法人選定の報告）

第12条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

（選定の効力）

第13条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき

(2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき

(3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

（その他）

第14条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年〇月〇日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

横浜市親と子のつどいの広場の運営団体の選定に関する要綱

制定 平成23年11月1日 こ子第949号（局長決裁）
最近改正 令和2年10月12日 こ子第943号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市親と子のつどいの広場事業補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、横浜市親と子のつどいの広場補助事業者（以下、「補助事業者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続きを定めることを目的として制定する。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金要綱の例による。

（補助事業者）

第3条 補助事業者は、次の各号全てに該当する法人又は任意団体とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (3) 代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者ではないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

（補助事業者の選定又は変更）

第4条 こども青少年局長は、原則として補助事業者を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、補助事業者の選定を行うものとする。

- 2 こども青少年局長が、必要と認めるときは、前項の規定によらず補助事業者の選定を行うことができる。
- 3 こども青少年局長は、補助事業者の変更について、実施施設及び従事者について継続性が認められるときは、変更前の補助事業者からの申請に基づき、これを認めることができる。

（補助事業者の選定基準）

第5条 補助事業者の選定については、次の各号に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとし、別に定める選定基準に基づき実施する。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人又は任意団体であること。
- (2) 親と子のつどいの広場事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる法人又は

任意団体であること。

- (3) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行う者、市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人又は任意団体であること。

(申請書類等)

第6条 事業者の申請に必要な書類は、次の各号に掲げる書類とし、様式は必要に応じてこども青少年局長が別に定める。

- (1) 申請書
- (2) 申請者の概要に関する書類
- (3) 事業運営に関する書類
- (4) 事業実施場所の状況が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども青少年局長が必要と認める書類

(選定委員会)

第7条 こども青少年局長が補助事業者を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第19号に規定する横浜市親と子のつどいの広場運営団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

- 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、こども青少年局長が別に定める。
- 3 こども青少年局長が第4条第3項に基づく補助事業者の変更を認めたときは、直近の選定委員会において報告するものとする。

(選定の取消)

第8条 こども青少年局長は、次の各号に掲げる事項により、親と子のつどいの広場事業を実施することが適当でないと認めるときは、補助事業者の選定を取り消すことができる。

- (1) 本市の指示に従わないとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (3) 親と子のつどいの広場において、宗教活動又は政治活動を行ったとき
- (4) その他実施することが適当でないとこども青少年局長が認めるとき

(その他)

第9条 その他この要綱の運用において必要な事項はこども青少年局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 12 日から施行する。

横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 29 日 こ子第 1426 号(局長決裁)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 こ保運第 302 号(局長決裁)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市乳幼児一時預かり事業の事業者の選定に関する要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、「横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。

2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(担任意務)

第 2 条 選定委員会の会議は、横浜市乳幼児一時預かり事業の補助事業者に応募をした者について、補助事業者選定基準に基づき審議し、こども青少年局長（以下「局長」という。）に意見等を述べるものとする。

2 前項の審議にあたっては、応募者の提出書類を審査、評価するとともに、応募者に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

(選定委員会の組織)

第 3 条 選定委員会は、概ね 5 人程度の委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、保育関係者、子育て支援関係者、その他局長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、委員の互選により選定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第 4 条第 2 項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、局長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

4 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 選定委員会の庶務は、こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会運営要綱

制 定 平成15年7月1日 福保運第959号（局長決裁）

最近改正 令和4年3月22日 こ子第3430号（局長決裁）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱第7条第1項22号に規定する、横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4項に基づき、組織、運営その他必要な事項を定める。

2 委員会は、市立保育所の民間法人（以下「法人」という。）への円滑な移管に向け、移管先法人の選考等を行うことを目的とする。

（担当事務）

第2条 委員会の担当事務は次のとおりとする。

- (1) 選考基準の策定及び改定に関すること。
- (2) 応募法人の審査に関すること。
- (3) 移管先法人の選考及び選考結果の報告に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員及び次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 児童福祉及び社会福祉の分野において専門の知識又は経験を有する者
- (2) 保育所利用経験者
- (3) 市民
- (4) 福祉関係者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 会計専門家

3 第1項に掲げる委員の他、市長が必要と認めるときは、臨時に若干名の委員を加えることができる。

（任 期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、前条第3項の規定における委員の任期は1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は2名以内で、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する順序により、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 委員会への委員の代理出席については、これを認めない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員は、自己と利害関係にある案件については議決権を有さない。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(情報の公表)

第8条 会議の情報は、委員会が非公開で開催された場合を除き、法人選考の対象となる移管対象園に在園する児童の保護者に、議事要旨を配布することにより公表することとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(会議の特例)

- 2 第6条第1項の規定に関わらず、最初の委員会はこども青少年局長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、第3条第2項の規定により平成25年4月1日に任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会運営要綱

制定 平成16年9月 1日 福子地第176号（本部長決裁）

最近改定 平成27年4月 1日 こ保運第214号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱第7条第1項23号に規定する、横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4条に基づき、組織、運営その他必要な事項を定める。

2 委員会は、病児保育事業における業務委託に関わる医療機関の選定等を行うことを目的とする。

（担当事務）

第2条 委員会の担当事務は次の通りとする。

- (1) 横浜市病児保育事業の新規実施施設の選定に関すること。
- (2) 選定結果の報告に関すること。

（委員会の組織等）

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員及び次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育事業関係者
- (3) 医療関係者
- (4) その他子ども青少年局長が必要と認める者

3 前項に掲げる委員のほか、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員会は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会への委員の代理出席についてはこれを認めない。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。